



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 [文化スポーツ局文化交流課] 1345
- ▽神戸市立中央区文化センターの供用を開始する日を定める規則
 [文化スポーツ局文化交流課] 1345
- ▽神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
 [福祉局介護保険課] 1346
- ▽新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 [福祉局介護保険課] 1348
- ▽神戸市火災予防規則の一部を改正する規則
 [消防局査察課] 1349

訓令

- ▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局業務改革課] 1362

告示

- ▽神戸市財政事情の公表 [行財政局財務課] 1372
- ▽公募設置等計画の認定 (海浜公園)
 [建設局公園部整備課] 1372
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (若草町自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1373
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (神戸北町大原3丁目自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1373
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (生野自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1374
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (川添自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1375
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (中大沢自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1375

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (富士見が丘自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1376
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更 (揚誠会自治会)
 [企画調整局参画推進課] 1376
- ▽介護保険法第23条に規定する照会等事務の一部の委託 [福祉局監査指導部] 1377
- ▽放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局垂水建設事務所] 1378
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 北落合26号線他)
 [建設局道路管理課] 1379

公 告

- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定
 [建築住宅局建築安全課] 1380
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結 ((仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業)
 [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 1380
- ▽建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧 (六甲アイランドCITYウエストコート5番街戸建地区建築協定)
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1386
- ▽都市公園の区域の変更 (北山公園)
 [建設局公園部管理課] 1386
- ▽開発行為に関する工事の完了 (西区伊川谷町)
 [都市局都市計画課] 1387
- ▽開発行為に関する工事の完了 (垂水区福田4丁目)
 [都市局都市計画課] 1387
- ▽開発行為に関する工事の完了 (東灘区御影山手4丁目)
 [都市局都市計画課] 1388
- ▽鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会委員選挙期日の公告 [都市局工務課] 1388

水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
 [水道局配水課] 1388
- ▽指定納付受託者の指定 (三井住友カード株式会社)
 [水道局配水課] 1389

交 通 局

▽神戸市高速鉄道運輸係員服務規程の一部を
改正する規程

[交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課] 1390

▽自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等
の徴収事務を含む業務の委託

[交通局営業推進課] 1392

人 事 委 員 会

▽神戸市職員採用試験（選考）案内

[人事委員会事務局任用課] 1392

監 査 委 員

▽監査公表

[監査事務局第1課] 1392

規 則

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第19号）
の施行期日は、令和4年6月1日とする。

神戸市立中央区文化センターの供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和4年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市立中央区文化センターの供用を開始する日を定める規則
神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第19号）
附則第2項に規定する規則で定める日は、令和4年7月19日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略] (適用期間)	1 [略] (適用期間)
2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分から令和4年度分までの保険料について適用する。	2 この規則の規定は、令和元年度分の保険料のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの並びに令和2年度分及び令和3年度分の保険料について適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第10号

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則

神戸市火災予防規則（昭和37年6月規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。第14条第2項第2号を除き、以下「法」という。）及び神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号。第14条第2項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火教育担当者の資格)</p> <p>第7条の2 条例第50条の4の3第1項の規則で定める資格を有する者（以下「防火教育担当資格者」とい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。<u>第7条の2第3項第3号及び</u>第14条第2項第2号を除き、以下「法」という。）及び神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号。<u>第7条の2第3項第3号及び</u>第14条第2項第2号を除き、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防火教育担当者の資格)</p> <p>第7条の2 条例第50条の4の3第1項の規則で定める資格を有する者（以下「防火教育担当資格者」とい</p>

う。)は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 防火管理業務に関する知識、技能等の教育(以下「防火教育」という。)を行うについて必要な知識、技能等を修得させることを目的として行われる講習(次号において「防火教育担当資格者講習」という。)であって、消防長が行うものを修了した者
- (2) 防火教育担当資格者講習であって、消防長が指定するものを修了した者
- (3) [略]

う。)は、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、防火教育担当資格者証の交付を受けているものとする。

- (1) 防火管理業務に関する知識、技能等の教育(以下「防火教育」という。)を行うについて必要な知識、技能等を修得させることを目的として、消防長が行う講習の課程を修了した者
- (2) 防火教育を行うについて必要な知識、技能等を修得することができるものとして、消防長が指定する講習の課程を修了した者
- (3) [略]

2 防火教育担当資格者証は、申請により、消防長が令第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、前項各号のいずれかに該当すると認定したものに対し、交付する。

3 消防長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、防火教育担当資格者

証を交付しないものとする。

(1) 精神の機能の障害により防火教育を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 消防法又は神戸市火災予防条例の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から1年を経過しない者

4 防火教育担当資格者は、防火教育担当資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、消防長にその再交付を申請することができる。

5 防火教育担当資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 次条の規定に違反したとき。

(防火教育担当資格者の講習)

第7条の3 防火教育担当資格者は、前条第1号又は第2号に規定する講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に条例第50条の

(防火教育担当資格者の講習)

第7条の3 防火教育担当資格者は、防火教育担当資格者証の交付を受けた日から5年以内に条例第50条の4の3第4項に規定する講習を受けな

4の3第4項に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

(防災教育担当者へ準用)

第7条の5 第7条の2及び第7条の3の規定は、条例第50条の4の3第2項に規定する防災教育担当者について準用する。この場合において、第7条の2中「第50条の4の3第1項」とあるのは「第50条の4の3第2項」と、「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と、「第3条第1項第1号イからニまで」とあるのは「第47条第1項各号」と、「防火管理業務」とあるのは「防災管理業務」と、「防火教育」とあるのは「防災教育」と、「防火教育担当資格者講習」とあるのは「防災教育担当資格者講習」と、第7条の3中「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と読み替えるものとする。

なければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

(防災教育担当者へ準用)

第7条の5 第7条の2及び第7条の3の規定は、条例第50条の4の3第2項に規定する防災教育担当者について準用する。この場合において、第7条の2第1項中「第50条の4の3第1項」とあるのは「第50条の4の3第2項」と、「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と、「第3条第1項第1号イからニまで」とあるのは「第47条第1項各号」と、「防火教育担当資格者証」とあるのは「防災教育担当資格者証」と、同項第1号及び第2号中「防火教育」とあるのは「防災教育」と、同条第2項中「防火教育担当資格者証」とあるのは「防災教育担当資格者証」と、「第3条第1項第1号イからニまで」とあるのは「第47条第1項各号」と、同条第3項中「防火教育担当資格者証」とあるのは「防災教育担当資格者証」と、同項第1号中「防火教育」とあるのは「防災教育」と、同条第4項中「防火教育担当資格者は、防火教育担当資格者証」とあるのは「防災

(申請書等の様式等)

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(28) [略]

(29)から(33)まで 削除

教育担当資格者は、防災教育担当資格者証」と、同条第5項中「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と、第7条の3中「防火教育担当資格者は、防火教育担当資格者証」とあるのは「防災教育担当資格者は、防災教育担当資格者証」と読み替えるものとする。

(申請書等の様式等)

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(28) [略]

(29)及び(30) 削除

(31) 防火教育担当資格者証 第7条の2第1項関係 様式第31号

(31の2) 防火教育担当資格者証交付申請書 第7条の2第2項関係 様式第31号の2

(31の3) 防火教育担当資格者証再交付申請書 第7条の2第4項関係 様式第31号の3

(32) 防災教育担当資格者証 第7条の5関係 様式第32号

(32の2) 防災教育担当資格者証交付申請書 第7条の5関係 様式第32号の2

(33) 防災教育担当資格者証再交付申

(33の2)～(35) [略]

2、3 [略]

請書 第7条の5関係 様式第33号

(33の2)～(35) [略]

2、3 [略]

様式第3号の2を次のように改める。

様式第3号の2

防火教育担当者選任（解任）届出書

年 月 日				
神戸市消防長 宛				
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名				
神戸市火災予防条例第50条の4の3第3項の規定により次のとおり届け出ます。				
2 担 当 事 務 所	所 在 地			
	名 称			
	従 事 者 人			
3 選 任	氏名・生年月日	年 月 日生		
	住 所			
	選 任 年 月 日	年 月 日		
	職 務 上 の 地 位			
	防火教育担当 資 格 者 講 習	講習修了年月日・番号	年 月 日・第 号	
4 解 任	氏 名			
	住 所			
	解 任 年 月 日	年 月 日	選任年月日	年 月 日
	解 任 理 由			
5 その他必要事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 2の欄の「担当事務所」は、防火管理業務を担当する事務所の所在地及び名称並びにそこに勤務する防火管理業務に従事する者の数を記入すること。
- 5 3の欄の「講習修了年月日・番号」は、直近に受講した講習の年月日・番号を記入すること。

様式第3号の3を次のように改める。

様式第3号の3

防災教育担当者選任（解任）届出書				
神戸市消防長 宛			年	月 日
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名				
神戸市火災予防条例第50条の4の3第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり届け出ます。				
2 担 当 事 務 所	所 在 地			
	名 称			
	従 事 者	人		
3 選 任	氏名・生年月日		年 月 日	生
	住 所			
	選 任 年 月 日	年 月 日		
	職 務 上 の 地 位			
	防 災 教 育 担 当 資 格 者 講 習	講 習 修 了 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 ・ 第 号	
4 解 任	氏 名			
	住 所			
	解 任 年 月 日	年 月 日	選 任 年 月 日	年 月 日
	解 任 理 由			
5	そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 2の欄の「担当事務所」は、防災管理業務を担当する事務所の所在地及び名称並びにそこに勤務する防災管理業務に従事する者の数を記入すること。
- 5 3の欄の「講習修了年月日・番号」は、直近に受講した講習の年月日・番号を記入すること。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号
(その1)

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
神戸市消防長 宛					
※届出者 住 所					
(電話)					
氏 名					
神戸市火災予防条例第52条第2項の規定により次のとおり届け出ます。					
※所在地	区 通 町 (電話)				
※名称			主要用途		
種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更				
建築確認年月日			建築確認番号		
消防同意年月日			消防同意番号		
工事着手年月日			工事完了(予定)年月日	※使用開始(予定)年月日	
工事施工者	住 所	(電話)			
	氏 名				
他の法令による許 認 可					
敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
収容人員			公開時間又は従業時間		
屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水の概要	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ <input type="checkbox"/> 消防用水 (概要:)				
その他必要事項					
受 付 欄			経 過 欄		

棟 名 称	用 途	(令別表第1 項)		構 造	<input type="checkbox"/> 耐 火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)		
	種別 ※ 階別	※ 床面積 (㎡)	※ 用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設
〔 〕	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

備考

- 1 届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに様式第9号(その2)に必要な事項を記入して、添付すること。
- 3 他の法令による許認可とは、例えば、仮設許可及びその有効期間、営業許可、用途地域制限に関する許可等である。
- 4 神戸市火災予防規則第14条第2項各号に定められた図書を添付すること。
 なお、本届出書の提出までに、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更があった場合は、当該軽微な変更の内容を記載すること。
- 5 ※印の欄は、必ず記入すること。
- 6 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 7 屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の欄は、該当の□印にレを付け、概要を記入すること。

(その2)

棟 名 称	用途	(令別表第1項)		構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)		
	種別 ※階別	※床面積 (㎡)	※用途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

棟 名 称	用途	(令別表第1項)		構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)		
	種別 ※階別	※床面積 (㎡)	※用途	消防用設備等の概要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

様式第31号から様式第33号までを削除する。

様式第33号の2を次のように改める。

様式第33号の2

表面

86 ミリメートル

年 月 日 交付

防災設備技能講習修了証

氏 名

生年月日 年 月 日

受講年月日 年 月 日

修了番号 第 号

有効期限 年 3 月 31 日

防災設備技能講習を修了したことを証明する。

印

54
ミリ
メー
ートル

備考

- 1 表面の右下の部分に講習実施機関の名称を記入するとともに、押印をすること。
- 2 有効期限は、本証の交付の日以後における最初の4月1日から5年以内とする
こと。

裏面

注 意 事 項

- 1 有効期限が到来する日までに再講習を受けてください。
- 2 再講習を受けるときは、講習実施機関にこの証を提示してください。
- 3 この証を汚損し、又は紛失したときは本証を交付した講習実施機関まで連絡し
てください。
- 4 この証は、総合操作盤等により監視、操作等に従事するときは、常に携帯して
ください。

備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第31号及び第32号による資格者証は、令和9年3月31日までの間、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第33号の2による防災設備技能講習修了証は、記載された有効期限までの間、なお使用することができる。

訓 令 甲

訓令甲第2号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令
神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（局長及び担当局長の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>局長及び担当局長共通専決事項 [略]</p> <p>行財政局長専決事項</p> <p>(1) [略]</p>	<p>（局長及び担当局長の専決事項）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>局長及び担当局長共通専決事項 [略]</p> <p>行財政局長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>公印の調製及び廃印に関する</u> <u>こと。</u></p>

(2)～(10) [略]	(3)～(11) [略]
--------------	--------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<u>もの</u> <u>(動産</u> <u>以外</u> <u>(不動</u> <u>産及び</u> <u>用益物</u> <u>権を除</u> <u>く。以</u> <u>下この</u> <u>項にお</u> <u>いて同</u> <u>じ))</u>	契約	[略]	①	8,000 万円を 超える もの (動産)	[略]								
① 8,000 万円を 超える もの (動産)	[略]	[略]	②	4,000 万円を 超える もの (動産)	[略]								
② 4,000 万円を 超える もの (動産)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>用益物 権を除 く。以 下この 項にお いて同 じ。)</p>	<p>不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償</p>	<p>3億円を超え</p>	<p>請負工事</p>	<p>施行</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償</p>	<p>〔略〕</p>	<p>5億円未満</p>	<p>請負工事</p>	<p>施行</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>1 行財政局担当局長（資産活用担当）（8,000万円以上。資産活用課長経由）又は資産活用課長（8,000万円未満のもの）に合議すること。 2 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>					

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の定めるところにより、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間における財政事情を「財政のあらまし」により公表する。

令和4年6月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第194号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和4年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画提出者

グループ名：神戸須磨Parks+Resorts共同事業体

代表構成団体：株式会社サンケイビル

構成団体：三菱倉庫株式会社、

JR西日本不動産開発株式会社、

株式会社竹中工務店、

芙蓉総合リース株式会社、

阪神電気鉄道株式会社、

株式会社グランビスタホテル&リゾート

2 認定をした日

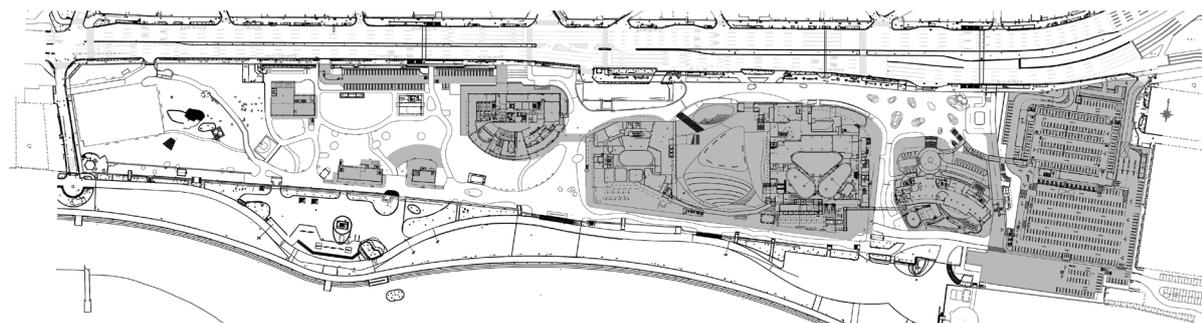
令和4年5月24日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

海浜公園（神戸市須磨区若宮町1丁目、須磨浦通1丁目）内指定場所



公募対象公園施設の設置予定区域

神戸市告示第195号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

若草町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区若草町2丁目19番地の8

(3) 代表者の氏名

佐々木 信也

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区若草町2丁目21番地の7

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「逸見 一郎」を「佐々木 信也」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区若草町2丁目12番地の18」を「神戸市須磨区若草町2丁目21番地の7」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第196号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

神戸北町大原3丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区大原3丁目20番1号

(3) 代表者の氏名

藤本 國秋

(4) 代表者の住所

神戸市北区大原3丁目5番16号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「鈴木 邦雄」を「藤本 國秋」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区大原3丁目9番11号」を「神戸市北区大原3丁目5番16号」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月9日

神戸市告示第197号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

生野自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町生野285番地

(3) 代表者の氏名

喜多 正博

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町生野316番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小坂 正巳」を「喜多 正博」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区道場町生野610番地の2」を「神戸市北区道場町生野316番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月24日

神戸市告示第198号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

川添自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区有野町有野2073番地の4

(3) 代表者の氏名

山村 雄

(4) 代表者の住所

神戸市北区有野町有野2073番地の27

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「河本 康司」を「山村 雄」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区有野町有野2073番地の33」を「神戸市北区有野町有野2073番地の27」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月10日

神戸市告示第199号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

中大沢自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区大沢町中大沢611番地

(3) 代表者の氏名

坂井 正和

(4) 代表者の住所

神戸市北区大沢町中大沢1062番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小淵 賀也」を「坂井 正和」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区大沢町中大沢1476番地」を「神戸市北区大沢町中大沢1062番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第200号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

富士見が丘自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区富士見が丘1丁目13番地の3

(3) 代表者の氏名

中川 正紀

(4) 代表者の住所

神戸市西区富士見が丘4丁目3番地の29

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「小原 孝浩」を「中川 正紀」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区富士見が丘2丁目18番地の16」を「神戸市西区富士見が丘4丁目3番地の29」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月30日

神戸市告示第201号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により

次のとおり告示する。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

揚誠会自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町塩田字東沖代494番地の3

(3) 代表者の氏名

塩谷 徳生

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町塩田681番地

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「谷 博之」を「塩谷 徳生」に改める。

(2) 代表者の住所

「兵庫県神戸市北区道場町塩田478番地の1」を「神戸市北区道場町塩田681番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年5月1日

神戸市告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項第1号の規定に基づき、同法第23条に規定する事務の一部を次のとおり委託するので、同法第24条の2第5項の規定により告示する。

令和4年6月14日

神戸市長 久元喜造

1 事務所の名称及び所在地

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

2 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

名称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

代表者 会長 三木 孝

3 委託開始の年月日

令和4年6月15日

4 委託事務の内容

照会等事務（照会等対象者の選定に係るものを除く。）

5 居宅サービス等の提供の有無
無

神戸市告示第211号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月14日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年5月6日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年5月11日	

舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年5 月16日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和4年5 月20日
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年5 月24日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	
西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年5 月27日
垂水区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年6月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年6月28日まで一般の縦覧に供する。

令和4年6月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	北落合26号線	神戸市須磨区北落合4丁目39番26地先から	新	64.40	6.00
		神戸市須磨区北落合4丁目39	旧	64.40	6.00

		番19地先まで			
市道	北落合50号線	神戸市須磨区北落合4丁目39番19地先から	新	16.90	6.00
		神戸市須磨区北落合4丁目39番18地先まで	旧	16.90	6.00

公 告

神戸市公告第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年5月27日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

公告認定対象区域

神戸市垂水区平磯1丁目1699-1-4の一部、1699-1-5の一部、1699-1-6の一部、1699-1-7の一部、1699-1-8の一部、1699-1-9の一部、1699-1-10の一部、1699-1-13の一部、1699-19の一部、1699-21の一部、1700番、1701番

神戸市公告第78号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 件名

（仮称）神戸市西部学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業用地

神戸市垂水区狩口台3丁目3番1号

(3) 事業概要

(仮称)神戸市西部学校給食センターの設計・建設業務・開業準備業務、維持管理業務、運営業務を行う。詳細は「(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業入札説明書」のとおり。(市ホームページに掲載。)

(4) 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。)に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設等の維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO(Build-Transfer-Operate)方式とする。

(5) 契約期間

契約締結の日から令和21年7月31日まで

(6) 予定価格

11,053,934,000円(税込)

2 入札参加者が備えるべき参加資格要件

「(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業入札説明書」のとおりです。(市ホームページに掲載。)

3 入札参加資格審査書類の受付期間及び提出場所及び方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査書類を提出し入札参加資格の確認を受けてください。なお、期限までに入札参加資格審査書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできません。

(1) 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年7月13日(水)までの神戸市の休日を定める条例(平成3年条例第28号)第2条に定める市の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)ただし、郵送による場合は、令和4年7月13日(水)午後5時までに必着のこと。

(2) 提出場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当

(3) 提出方法

入札参加資格審査書類は、提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当

5 入札及び提案書の受付

入札参加者は、入札書及び提案書を受付期限日までに市に提出してください。

(1) 入札日時及び場所及び方法

ア 入札日時

令和4年9月16日（金）午後2時

ただし、郵送による場合は、令和4年9月15日（木）午後5時までに必着のこと。

イ 入札場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当

ウ 入札方法

入札書を入札場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(2) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和4年7月21日（木）から令和4年9月16日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）ただし、郵送による場合は、令和4年9月16日（金）午後5時までに必着のこと。

イ 提出場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付することとし、電子メール又はFAXによる提出は受け付けない。

(3) 入札及び提案審査書類の受付にあたっての留意事項

「(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業入札説明書」のとおりとする。(市ホームページに掲載。)

6 開札

(1) 日時

令和4年9月16日（金）午後2時

(2) 場所

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課 給食施設整備担当

(3) その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。入札会場内への入室は入札参加者として1名に限ること。

(4) 入札の無効

神戸市契約規則(昭和39年神戸市規則第120号)第12条各号の規定に該当する入札のほか、入札参加資格審査書類その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「入札参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施します。なお、詳細は「(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)」を参照してください。(市ホームページに掲載。)

(1) 審査

審査は、神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が落札者決定基準に基づき行う。

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めするため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知するものとする。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、落札者決定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各入札参加者が獲得した得点も公表する予定である。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。ただし、入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本入札は成立しないものとする。

8 入札手続き等

(1) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

ア 開催日時

令和4年6月8日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

イ 集合場所

神戸市垂水区狩口台3丁目1番3号 旧青陽西養護学校正門前(現地集合)

ウ 参加方法等

令和4年6月1日(水)から令和4年6月7日(火)午後1時まで、件名を「(企業名・

現地見学会申込) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、現地見学会参加申込書に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、見学会で入札説明書等の配布は行わない。

電子メール：jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

エ 留意事項

- ・会場を含む西舞子小学校及び舞子中学校の敷地内は全面禁煙とする。
- ・会場を含む西舞子小学校及び舞子中学校の駐車場は使用しないこと。
- ・見学中は、配付する名札を着用すること。
- ・会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月17日(金)午後5時30分まで

イ 受付方法

件名を「(企業名・質問書) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、入札説明書等に関する質問に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

ウ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和4年7月4日(月)に市ホームページで公表する。なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 配送校見学会

入札参加者に対する配送校見学会を令和4年7月22日(金)、同年7月25日(月)、同年7月26日(火)に開催する。入札参加者は必ず参加すること。配送校見学会に参加しなかった入札参加者は、入札に参加することはできない。参加人数は、1入札参加者につき3名までとする。なお、各日の見学対象校、見学スケジュール、集合場所、留意事項等の詳細は、別途、入札参加資格審査結果の通知にあわせて入札参加者に対して通知するものとする。

(4) 個別対話

入札参加者と市の個別対話を次の通り実施する。本事業をより良いものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施するものである。

ア 実施日時

令和4年8月10日(水) 時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

イ 開催場所

神戸市教育委員会事務局(神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター4階)

ウ 参加方法等

入札参加者の代表企業は、令和4年7月21日（木）から令和4年8月1日（月）午後5時までに、件名を「(代表企業名・個別対話申込) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業」とし、個別対話申込書に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：jhs-kyusyoku@office.city.kobe.lg.jp

エ 実施時間等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施時間等については、参加申込のあった入札参加者に別途連絡する。

オ 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と入札参加者の意思疎通を図る場であり、入札参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、入札参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

カ 留意事項

- ・発言内容は、入札参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、入札参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- ・個別対話のなかで、公平性の観点から全ての入札参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した入札参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
- ・個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- ・個別対話の実施に際しては、入札参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- ・参加人数は、1入札参加者につき15名までとする。

キ 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は60分とする。60分間を必要としなかった場合は、60分間経過以前でも終了可能とする。

ク 個別対話の進め方

- ・入札参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- ・市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ・自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

9 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

「(仮称) 神戸市西部学校給食センター整備・運営事業入札説明書」のとおり。(市ホームページに掲載。)

11 その他の必要な事項

「(仮称)神戸市西部学校給食センター整備・運営事業入札説明書」のとおりです。(市ホームページに掲載。)

12 Summary

- (1) Subject : PFI-based contract on the project to design, construct, operate and maintain Kobe City School Lunch Center West
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00P.M. Jul 13, 2022.
- (3) Deadline to submit bidding documents in person : 2:00P.M. Sep 16, 2022.
- (4) Deadline to submit bidding documents in post : 5:00P.M. Sep 15, 2022.
- (5) Language : Japanese is the only language used in all the contract procedure
- (6) A contact point where tender documents are available : School Lunch Facility Maintenance Staff, Health Education Division, Board of Education Secretariat, Kobe City Hall, 1-3-3 Higashikawasaki-cho, Chuo-ku, Kobe 650-0044, Japan. TEL 078-984-0699

神戸市公告第79号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

六甲アイランドCITYウエストコート5番街戸建地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市東灘区向洋町中5丁目4番1号 他

神戸市公告第81号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月14日

神戸市長 久元喜造

1 区域を変更する都市公園

- (1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区 域	備考
北山公園	北区甲栄台2丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

- (2) 供用開始の年月日
令和4年6月14日

神戸市公告第82号

当該開発行為に関する工事のうち当該公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年6月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町潤和字平田1099番1、1103番1、1103番3(水路部分)
- 2 工事を完了した公共施設
水路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市兵庫区駅前通二丁目2番3号
株式会社 田中鉄工所
代表取締役 田中 祥靖
- 4 許可番号
令和4年4月8日 第8045号

神戸市公告第83号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年6月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
神戸市垂水区福田4丁目60番、61番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市住吉区长居東4丁目11番4号
株式会社富士木材
代表取締役 井上 晴樹
- 3 許可番号
令和3年4月8日 第7110号

(変更許可 令和4年3月15日 第1480号)

神戸市公告第84号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年6月14日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区御影山手4丁目182番1, 182番5, 182番6, 182番7, 182番8, 182番9, 182番10, 182番11, 182番12, 182番13, 182番14, 182番15, 182番16, 182番17, 182番18, 182番19, 182番20, 182番21, 182番22の内3工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区磯辺通4丁目2番22号
大和ハウス工業株式会社 神戸支社
支配人 斎藤 英男

3 許可番号

令和元年7月31日 第6971号

(変更許可 令和2年8月26日 第1395号)

(変更許可 令和3年7月29日 第1460号)

神戸市公告第85号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項による神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理審議会の委員の選挙について、選挙期日を令和4年9月11日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告します。

令和4年6月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

水道局

神戸市水道告示第12号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年6月14日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70432	株式会社エネ アーク関西	大阪府大阪市中央区備後町三丁目6 番14号	荒木 孝昌	令和4年3月 31日

神戸市水道告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年6月1日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 指定納付受託者の名称及び所在地

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する分担金並びに神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）第20条第1項に規定する手数料

3 指定日

令和4年6月1日

交 通 局

神戸市高速鉄道運輸係員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年5月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第2号

神戸市高速鉄道運輸係員服務規程の一部を改正する規程

神戸市高速鉄道運輸係員服務規程（昭和52年2月21日交規程第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(<u>名札</u> の着用) 第5条 係員は、勤務中、 <u>運輸長が別途定める様式並びに指定する箇所に着用しなければならない。</u>	(<u>胸章</u> の着用) 第5条 係員は、勤務中、 <u>別記様式の胸章を左胸部に着用しなければならない。</u>

(削除)

様式



運 輸 助 役
指 令 助 役
乗 務 助 役
駅 務 助 役
運 転 士
車 掌
駅 掌

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

神戸市交通告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和4年6月14日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

委託者	委託業務	委託期間
東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソンエンタテインメント 取締役 常務執行役員 エンタメコンテンツグループ グループ統括 盛谷 尚也	会費徴収業務	令和4年7月1日から 令和4年11月30日まで

人事委員会**採用試験（選考）案内**

令和4年度神戸市育児休業代替任期付職員

採用予定日 令和4年10月1日以降随時

第一次試験 令和4年8月7日（日）

受付期間 令和4年6月16日（木）～令和4年7月13日（水）正午

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

採用試験案内

令和4年度神戸市会計年度任用職員（特定事務）

採用予定日 令和5年4月1日

第一次試験 令和4年8月7日（日）

受付期間 令和4年6月16日（木）～令和4年7月13日（水）正午

問い合わせ先 神戸市総合コールセンター 電話：(078) 333-3330

監査委員**監査公表第4号**

令和4年6月14日

神戸市監査委員 細川明子
同 藤原武光
同 山本嘉彦

同 山口由美

監査公表

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和3年度財務定期監査 (2)

企画調整局、都市局、区役所、交通局

令和3年度包括外部監査

教育委員会事務局及び市立学校における財務事務並びに一般財団法人神戸市学校給食会の出納その他の事務の執行について

令和3年財政援助団体等監査

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

神戸すまいまちづくり公社・神鋼環境ソリューション・神鋼環境メンテナンス共同事業体

令和3年度工事定期監査及び出資団体工事監査 (2)

建設局、都市局、建築住宅局

令和元年度財務定期監査 (2)

こども家庭局

令和元年度財務定期監査 (3)

内部統制の実施状況、教育委員会事務局

令和2年度財務定期監査 (1)

福祉局・区役所（障害福祉）

令和2年度財務定期監査 (2)

福祉局・区役所（保険年金関連）、建設局、内部統制

令和元年度包括外部監査

自動車事業会計の経営に係る事業の管理、並びに神戸交通振興株式会社の出納その他の事務の執行について

令和2年度包括外部監査

水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について

令和元年度財政援助団体等監査 (2)

公益財団法人神戸市公園緑化協会

神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループ

令和元年度財政援助団体等監査 (3)

公益財団法人計算科学振興財団

令和2年度財政援助団体等監査 (1)

株式会社神戸サンセンタープラザ

社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体

令和2年度財政援助団体等監査 (2)

日本管財株式会社

神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体